

倉敷市立幼稚園教育研究協議会（第2回）会議録

平成19年1月30日開催 教育委員室

教育長	先日国の方から、教育再生会議の第1次の提言がなされた。この後年内に計3回ぐらいの提言がなされるのではないかと思うが、倉敷市においても提言の内容を注視しながら、本市の教育にふさわしいものや取り入れていくべきものは取り入れていきたいと思っている。 本日は特別支援教育の在り方について、今後の公立幼稚園としてどう取り組むべきか検討していただきたいと考えている。来年度も障害のある幼児が増加する傾向にあるように思われる。来年度の支援員配置の予算については増額を予定している。公立幼稚園の特別支援教育の充実を一層図っていきたいと考えているので、忌憚のない意見をお聞かせ願いたい。
会長	今後の特別支援教育のあり方について協議をする前に、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	配布資料に基づいての説明。
会長	事務局の説明に沿って協議を進めていきたい。まず、質問があればお願いしたい。
委員	特別支援教育コーディネーターのあり方についてだが、具体的に幼稚園では何が困るのか。
事務局	小中学校では、校内に特別支援教育コーディネーターを位置付けており、その人が中心になって指導のあり方を考えたり関係機関との連携を図ったりしている。幼稚園では職員数が非常に少なく、学級担任と園長、さらに補助教諭もしくは校務員という職員構成で、それぞれが手一杯の状態であるため、園内の職員に特別支援教育コーディネーターを指名しにくい状態である。
委員	支援員が配置できなかつた園はどのような園か。
事務局	支援員の要望が各幼稚園から出され、学事課、指導課の担当が幼稚園に見に行っているが、支援員の数が限られているため要望のあった園全てに配置できない状況である。必要性の高い園から配置しているので、要望があったうち8園に配置ができなかつた。
委員	8園の名前は公表できるのか。
事務局	旭丘幼稚園、赤崎幼稚園、稗田幼稚園、郷内幼稚園、本荘幼稚園、第二福田幼稚園、長尾幼稚園、呉妹幼稚園の8園である。
会長	倉敷市立幼稚園における特別支援教育の現状と課題について5点あるが、（1）支援員の配置についてご意見をいただき、方針を出したい。
委員	支援員は資格をもっているのか。障害のある子どもの人数、どういった集団規模でどういった障害に支援員を配置するのか。
事務局	支援員については特別な資格は必要ない。各幼稚園で探してもらっている。対象幼児の条件は、倉敷市立幼稚園に在籍しており、障害の程度が軽・中度で、集団保育が可能なものとするとしている。クラスの規模については規定をしていない。
委員	資格を問わないと言ったが、ときには正規の人よりも難しい対応を求められることがあるが、どう考えているのか。
事務局	幼稚園から支援員の要望が出る中で一番多いのは、ADHDなど教室にじっとしていることができない

	子どもで、その子に担任がつかわると全体への指導ができないというケースである。実際に見に行くと、1人の担任では対応がきにくい状況がある。その子の障害にあわせて適切な支援ができるようにしていくことが望まれるが、小中学校に配置している生活支援員と同様で、適切な支援までできていないのが現状である。
委 員	支援員は幼稚園で探すようだが、市で公募する予定はないか。
事務局	公募はしていないが登録といった形でしており、今年も幼稚園で探した方と、こちらで探した方といふ。
委 員	障害には、身体・知的・情緒面など、様々なものがある。支援員は研修を受けてから配置されているのか、研修のプログラム等はあるのか。また、情緒障害児には環境整備が必要である。視覚的環境が整備されていれば多動の幼児でも非常に落ち着くことがあり、支援員も支援しやすくなる。
事務局	支援員への研修はしていないが、特別支援教育専門家派遣事業で、専門家スタッフに実際に幼稚園に行って幼児の実態に合わせて、支援の仕方や環境整備の仕方等について指導をしている。
委 員	ある自治体では子どもに携わる人には、1年ないし3年のボランティアを募り、研修をしてそれを終了した方を当てている。私は保育園の立場であるが、小学校・幼稚園などで臨時職員として働いている人が多く、児童クラブもあり、地域に余剰人員がないのが実態である。研修を受けていないこともあり、現場では非常に困惑していると聞いている。
委 員	情緒障害の子どもに対しては特に難しい対応を求められる。今の支援員は、母親や担任へは気持ちのゆとりといった面で支援にはなっているが、障害に対する専門的な知識をもって支援すれば、子ども自身への教育効果が上がる。どこかの時点でぜひ研修をしてもらいたい。
委 員	指導を進めていくやり方が問題である。支援員がいることで正規の職員が他の子どもを見ればよいと考えてしまつてはいけない。活動内容や状況によっては、逆にその子に正規の職員がかかわり、支援員に他の子どもを見てもらうことが必要なこともある。そうなると、資格のない支援員にその他大勢の子どもを任せることができるのが疑問である。ADHDの子どもも教室を飛び出すばかりではない。対応の仕方、言葉のかけ方一つで変わる。そういうところが障害のある子どもにとって大事なところなので、長年、研修を積み重ねている。保育園では臨時職員が障害児についているが、正規の職員がこの子にはどういった対応が必要かといったことを伝えたり、絵カードを作成してスケジュールを知らせる環境作りをしたりしている。一人一人レベルも違うので、その子を見てくれる人に分かるように伝えている。保育の進め方を工夫することが必要で、人をつければよいというものではない。そこが大切なところである。 また、説明の中で1人に対して1人配置しているところと、3人に1人というところがあったが、これは3人いる子どもに対して1人配置をするのか。配置する基準といったものはあるのか。
事務局	実際に園に見に行き、障害の様子でこの子には2分の1の支援ができるか、3分の1の支援ができるかといったところから3人に1人の支援員といったことを決めている。複数の園をまたがって掛け持ちで配置することはしていないので、1園に3名障害児がいる場合に1人配置している。
委 員	配置に関して決められた基準はあるのか。判断の基準はどこにあるのか。保護者はなぜうちの子どもは1対1の配置にならないのか疑問に思うのではないか。
事務局	支援員の配置に関する要綱の中にあるように、障害児1人に対して1人の場合は中度の障害、2人に対して1人の場合は中度から軽度の障害、3人に対して1人の場合は軽度から境界線の障害となっている。実際については幼稚園に見に行って状況を見たり、園長から話を聞いたりして決めている。
委 員	幼稚園教育の時間の中では、3人に対して1人の支援員で、子どもを見ることができるであろうという

ことなのか。保育園では3人に対して1人配置をしているが、絶対的に足りない。専門家に聞いても障害の程度は軽くても、支援するには高度な専門的な知識を持った人が1対1で対応をしても難しい。どこまで支援するのかということになるとは思うが、市教委として、障害のある子どもをどの程度まで支援していくかとしているのか、すぐにはできないと思うが目標を作る必要がある。それによって違ってくる。目標に向けて、何時間かは1対1で接することができるようになるなどが出てくると思う。目標は高くもつべきである。

委 員 基準の件もあるが、今問題になっているのは発達障害児である。以前は認知されていなかった障害で、専門家も少ない。平成17年4月1日に発達障害児支援法が施行され、障害児がみんなと一緒に生活できるようにすることが自治体側に求められている。公立保育園は3人に1人保育士の資格を持った臨時職員を配置している。その他、幼稚園、保育園共に岡山大学へ1年間、1名ずつ派遣しており、倉敷市立短期大学でも5~6名程度、半年間研修を受けている。終了後、研修会を開いている。今年から幼稚園でも積極的に障害児を受け入れてもらいたいと思い、研修会の案内をしている。
支援員を配置する基準を明確にすることは難しい。学級の規模もかかわってくる。20~30人の学級では2人の障害児を受け入れるのが限度である。3人入っているケースもあるが、現場は非常に苦労している。集団の中でどういった状況になるかは個々に異なり、細かい基準を作ることは難しい。全体の様子を見て配置することにならざるを得ない。

委 員 8園に支援員を配置することができなかつたのは、予算の問題か、人が確保できなかつたためなのか。

事務局 今年度12名の予算を取り、要望のあった全ての幼稚園の状況を見て、今年度の予算内で大変な園から支援員を配置した。岡山市でも同様に予算を取って大変な園から配置をしている。どういった方法がよいか考えていただきたいが、診断のある障害児全てに配置するとなると、50名の支援員が必要になり、現在の予算では難しい。小学校でもここ5年間で、特に支援を必要とする子どもが急激に増えている。医療機関で診断を受ける人が増えたのか、もともとの割合が増えているのかは分からぬが、今は与えられた数で配置を考えていくことが精一杯の状況である。どういった考え方で配置するかぜひよい考えを教えていただきたい。

委 員 発達障害の子どもが学習をするのは非常に困難である。生きていくためのことを支援していくことは、時間をかけていけばできるようになっていくが、知的なものは入りにくく、また幼い頃から対応をしていけばできることでも、先へ行けば行くほど対応が難しくなる。小学校、中学校になって担任が追いかけまわすことにならないように、小さいときから思い切って対応することが必要である。小学校へ行ってもスムーズに支援ができるように、また家庭に帰ったら全くできないということないように家庭の教育力を高めるように保育園と連携を密にしていく取組を始めている。こういった連携を密にする必要がある。

会 長 今日は5つの問題について話し合うことになっている。例えば、とにかく要望のあった園全てに配置をする、何園かをかけもちにしてでも全園に配置する、年度の途中からでも配置する、診断がなくても幼稚園の状況から見て配置するなど、大きな方針を出していいってはどうか。小さいことに対しては、全員で考えていくのではなく、専門委員会を作つて考えていいってはどうかと思う。まず、1点目について大きな方向性を出すことが大事だと思うがどうか。

委 員 担任1人では多くの子どもがいる中で対応が大変である。障害児本人だけでなく、学級の周りの子どもにとっても大変な状況になる。何らかの形で支援員の存在は必要である。

会 長 先程、支援員の資格が問題なったが、大きな方針としては、支援員の要望のある園には、1園に1人はいかなくとも、軽度の場合は2園かけもちでもとにかく配置をしよう、あるいは、年度の途中でも必要になったら配置しよう、診断がなくても園の状況から見て配置しようといった点になるかと思うがどうか。

委 員	幼稚園には職員の数が少ない。幼稚園に支援員が一人でもいれば助かると思う。小学校も支援員で非常に助かっているので、予算のこともあり大変だとは思うが、全園に配置する方向で考えてほしい。
会 長	手厚くして欲しいとは思うが、予算のことはよく分からない。(2)の教員の研修で、教員の力量を高めることや(3)特別支援教育専門家派遣など様々なものを抱き合わせて考えていってはどうかと思う。
委 員	当面は支援員を配置する方向で進めが必要であるが、量と質の問題がある。支援員の数に関しては財政面で市当局に頑張ってもらう必要がある。支援員に資格がない現状でも成果が上がっているので、まず量の面から考えていくとよい。29園全てに配置することが難しいのであれば、2園掛け持ちでも配置していくなければならない。あまり拘束をすると運用が難しくなる。 支援員と正規の職員との役割分担が必要である。支援員や支援の中身については専門委員会を作り、そこで中・長期的に支援員の資格を含めて考えていってはどうか。
委 員	保育園ではかつて拠点園方式をした。例えば倉敷・水島など地域で拠点園を決めて支援員を配置すれば、量的なものにも対応することができるのではないか。
委 員	私の幼稚園では、正規の職員で対応している。具体的な意見をまとめてよい方向に向ってほしい。障害児の問題は難しい問題であるが、こういう子どもが増えていかないことを願っている。なるべく財政の効率のよいように支援員を配置していってほしいと思う。
会 長	次に、(2)教員の研修についてご意見をお願いしたい。
委 員	支援員や研修などそれがリンクしながら話が進んでいくものと思う。保護者から見ると幼稚園にいる人は支援員も含め全て先生である。障害児の保護者は、普通の子どもと同じように生活させたいのために幼稚園に通わせている。人権の面からもそれは当然守られなければならないことである。1人の障害児に1人の支援員がつくことが理想的だとは思うが、障害の程度が軽ければ、1学級の人数が少なくなければ先生の負担も減り、1人の先生で対応できる場合もあるのではないかと思う。健常児と障害児の割合がどのくらいであれば1人の先生で見ることができのかということも専門的な先生方のご意見をいただきながら進めていく必要があると思う。研修については、支援員を含め先生方が専門的な知識について勉強していく必要があるが、先生だけでなく保護者も勉強をしていく必要がある。大いに研修会を設けていただいて、みんなが知識を深めていく必要がある。
会 長	研修は継続的、計画的に行われていくことが大事であると思うがどうか。
委 員	保護者は保護者、幼稚園は幼稚園、小学校は小学校と研修ばかりを増やすのではなく、垣根を取って情報を横に流すのがよいのではないかと思う。
委 員	専門家があなたのお子さんはこういう傾向がありますよと言っても受け入れない保護者がいる。先生だけでなく保護者にも勉強する場を与えることが大切ではないか。早期発見が一番大事だと思うので、保護者に早く我が子の障害を受け入れてもらうために多くの方に知ってもらうことが大事だと思う。
委 員	保健所では軽度発達障害について1歳半検診、3歳児検診等で早期に把握したり、グレーゾーンの子どもも含めて保護者への対応をしたりしていくように努めているが、年々増加している。保健所でも昨年度から軽度発達障害についての研修を全市の関係者に向けて行っており、その中に保育園・幼稚園の先生も多く参加している。発達障害の啓発をきちんとしていかないといけない。幼稚園のころになると、小学校という目標ができる、保護者は診断を受けに行こうかと考えるようになるが、医療機関での診断は半年～1年待ち、保健所でも3ヶ月待ちの状態である。
委 員	認定の件については、人権と深く結びついている。おかしいなと思ってから親が受け入れるまでに、泣

	<p>くだけではなく、地獄を味わうのではないかと思う。途中で離婚する家庭もあるし、ものすごく大変な問題だと思う。早い段階から分かっていても受け入れられないというのが現実なので、小学校へ入学する時にやっとなくなく受け入れるわけである。子どもだけでなくそういう大変さへのケアも含めてやっていく必要がある。</p> <p>その子がいてくれることですばらしいクラスになることもあるが、逆にいくといじめになる。園でも、担任に指導の力量があつてよい方向に行けば、その子がいることでとてもよい学級になる。うまくいかなければいじめになるなど職員も泣くことになる。質の問題の方が大切である。また、保健所の健診や幼稚園・保育園に行かない人がたいへんで、主任児童委員はそういう問題にぶつかっている。</p>
会 長	教員の研修については、担任に指導する力量があれば対応できるので、先生方が研修を受けることは続けていかなければならないことだと思う。一般論的な研修ではなく、こういうケースにはどう対応するのかといった実践的な研修をやってもらわなくてはならない。横の連携をとり、継続的・計画的に進めていくことが一つの方針として出されるとよい。
会 長	次に（3）特別支援教育専門家派遣事業について今後は専門家スタッフによる巡回相談を継続していくといふことがここに上げられているが、これにかかわって皆さんのご意見をお願いしたい。
委 員	これは支援員や先生に向けてのものか。コーディネーターとの違いは何か。
事務局	専門家スタッフによる巡回相談では、専門家スタッフが直接園に出向いて子どもの様子を専門家に見てもらい、園の先生方にその子への指導の仕方、周りの子どもたちへの指導の仕方、環境のあり方等について具体的に指導をしてもらっている。コーディネーターというのは、障害児への支援計画を立てたり関係機関と連携をとったりなどの役目を果たすような立場にあり、小・中学校では学校内に位置付けるようになっている。幼稚園では職員の人数が少ないので、園内の職員にこの役目を位置付けるのはむずかしい。
委 員	これはとてもよい事業だと思う。保育園ではこういった事業がない。専門家が現場へ出かけて行って見て直接指導してもらえることで、多くの職員が指導を受けることができるでの是非充実させていただきたい。
委 員	賛成。それが一番やりやすいと思うので是非お願いしたい。
委 員	指導していてもひとりよがりになりやすい。この子がいるから大変という意識がどうしても前面に出やすいため、専門家に来てもらうと今まで苦労だったことがもう少し軽く乗り越えられることがある。研修も大事ではあるが、実践の場で自分がしていることに対して指導してもらうことができるので、貴重なことだと思う。
会 長	皆さんからとてもよいという意見をいただいたので、これをより充実させていく形で進めていきたい。1回だけではなく、2回、3回と何回か出かけて行って充実させていくとよいと思う。
会 長	次に（4）関係機関との連携の在り方について、児童指導教室や関係機関との連携を考えていきたいということであるが、この点について皆さんのご意見をお願いしたい。
委 員	1歳6か月、3歳児健診など、保健士との連携が大事になってくる。保育園にも保健士が見て発達に問題があるということで入園してきた子どももいる。3歳児健診に行くとき、保育園の方から少し細かく見てほしいといった連携をもつようになっている。障害を診断されても、こういった障害だからどういう指導がいるといったフォローがない。保育園には来ているが個別指導が必要な子どももいるので、通級や倉敷市立病院、きらりなどのいろいろな療育の場の情報をもち、それを保護者に紹介しながら一歩を踏み出していけるところから進めていくのがよいと思う。また、保育園からだけでなく、療育施設の方からも保護者にアドバイスをしていただけると受け入れがたい保護者も少しづつ受け入れていくことが

	できる。
委 員	福祉プラザの子育て支援センターで、毎週木曜日に相談を受けている。我が子に障害があるのではないかと健診で言われて相談に来る人もいる。障害を受け入れることが難しい場合は、月に1回、臨床心理士が特別相談をしているので、そちらのほうで相談に応じている。保護者だけでなく幼稚園からも相談がある。子育て支援センターも大いに利用してもらって、しっかり連携をとっていきたい。
委 員	児童指導教室とは連携は現在とれているのではないか。指導教室へ通う場合は連絡帳を通してお互いに連携が取れていると思う。
事務局	指導教室でどのような指導を受けているのかということは連絡帳から知ることができるが、園で困っていることとか、どのように指導すればよいのかといったことについて、連絡帳に書けないこともある。指導教室では指導する児童の数が多く、十分な連携がとりにくい状況にある。
委 員	児童指導教室は非常に効果があるが、キャパシティーが小さい。保育園からはもう1園拡大してほしいという声がある。児童指導教室は非常に効果が上がるのでは拡大することを要望する。
会 長	医療機関や福祉施設などの様々な連携の中で、拠点校のようなものができる、特別支援教育のコーディネーターのようなものをつくれば、適切なアドバイスを受けることができ、保護者が一人で悩んだり幼稚園の先生が指導に戸惑ったりすることもなくなるのではないかと思う。そういう意味でも連携をしっかりとすることは大事である。
委 員	精神科医にいつもどこかにいていただいて、相談にのっていただけるようにするのがよい。今児童相談所が非常に忙しく、なかなかその輪の中に入ってこれない状況になっている。
会 長	相談に出かけて行くことだけでなく、コーディネーターが各園を巡回することも考えながら充実させた形でこの連携を図っていくことがよいのではないかと思う。
会 長	(5) その他について、先程事務局の方から特別支援教育コーディネーターについて説明があったが、全部に設けることはできないのであるから、こういった方を拠点校にきちんと配置することによって相談に行ける、または巡回してもらって指導を受けることができればいいと思う。先程のことも含めて方向性は見えてきたのではないかと思う。とりあえず大きな方向性は皆さんに確認していただいたので、この5点について集中的に協議していただく専門委員会をつくっていただきたい。特別支援教育については、3歳保育、預かり保育とも連動して考えていかなければならない。 事務局から専門委員会について説明をお願いしたい。
事務局	園則第24条 専門委員会について説明。 この場ですぐにこの方にというのは難しいので、また、相談をさせていただきたい。
委 員	拠点園にコーディネーターを配置して、相談に行けるようにしてはどうかと思う。
委 員	6ページの表「障害のある児童の受け入れ状況」にある151人の内、障害児としてとらえられていることを知らない保護者がいることが問題である。人権が一人歩きして障害について話ができない。
委 員	保護者の了解をどのようにとって支援員を配置するのか気になった。
事務局	次回は3月下旬から4月上旬に開催したい。
事務局	議事録については市の学事課のホームページで見ることができる。今回からは発言の要旨をまとめて載せる。

学校教育部長

委員の委嘱期間は、平成20年度9月までの任期である。19年度末の人事異動で交代するときは連絡をしていただきたい。

専門委員については会長と相談しながら指名させていただきたい。

限られた時間の中ではあったが、様々な立場から貴重なご意見をいただき、公立幼稚園の特別支援教育の大きな方向性を示していただいた。今後は専門委員会の早期の設置に向けて取り組んでいきたいと考えている。

平成19年3月20日

倉敷市立幼稚園教育研究協議会

会長 森 熊男

